

琴浦町農村多元情報連絡施設規則

平成16年9月1日

規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、琴浦町農村多元情報連絡施設(以下「施設」という。)の管理等及び琴浦町農村多元情報連絡施設整備分担金条例(平成23年琴浦町条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、琴浦町財務規則(平成16年琴浦町規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(加入申込)

第2条 新たに施設の業務の提供を受けようとする者は、町長に加入申込みを行う。

2 加入申込みは、一世帯又は一事業所単位で行う。

(加入金の徴収)

第3条 加入者は、条例第3条第1項に規定する加入金を、納入通知書により町長が指定する期限までに納入しなければならない。

(加入金の免除)

第4条 条例第4条第2号の規定による加入金の免除は、加入者が下記の各号に該当する場合に適用するものとする。

(1) 国又は地方公共団体であるとき。

(2) 地域の自治的団体であるとき。

2 条例第4条に規定する加入金の免除を受けようとする加入者(以下「申請者」という。)は、加入金免除申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに申請に係る事項を審査するとともに、免除の措置の可否を、加入金免除決定(否決)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(工事負担金の徴収)

第5条 加入者は、条例第3条第2項の工事負担金のうち概算額として30,000円を、納入通知書により町長が指定する期限までに納入しな

ければならない。

- 2 町長は、工事完了後、工事に要した費用が前項の概算額に対して過不足がある場合は、工事負担金精算通知書（様式第 3 号）により、追徴し、又は還付するものとする。

（変更の届出等）

第 6 条 加入者の都合により、施設の設置場所を移転し、又は変更しなければならぬ場合が生じたときは、移転等を必要とする 2 箇月前までに届け出なければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 加入者の名義を変更しようとするときは、町長に届け出なければならない。

- 3 加入の休止、再開又は解約を行おうとするときは、町長に届け出なければならない。

（施設の保全）

第 7 条 加入者は、施設に異常を発見したときは、直ちにその状況を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、施設に障害が生じ又は破損したときは、速やかに調査し、必要な措置を講ずることとする。

- 3 加入者は、施設の業務の提供を受けるために必要な受像機等を除き、施設にその他の機器等を付加し、又これらを改良する等の行為をしてはならない。

（加入の停止等）

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、加入を停止することができる。

- (1) 条例、規則その他これに基づく命令に違反したとき。

- (2) 放送及び情報通信を故意に妨害したとき。

- (3) 施設を故意に破損したとき。

- (4) その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

- (5) 虚偽その他不正な手段により、加入したとき。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められたとき。

2 町長は、前項により加入を停止したときは、分配器及び保安器具を取り外すものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先 電話 ー

印

加入金免除申請書

琴浦町農村多元情報連絡施設整備分担金条例第 4 条の規定に基づき、下記のとおり加入金の免除を受けたいので申請します。

記

1 免除を受けようとする理由

様式第 2 号(第 4 条関係)

年 月 日

様

琴浦町長

印

加入金免除決定（否決）通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、琴浦町農村多元情報連絡施設規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○次のとおり免除を承認します。

備考

不承認の場合は、その理由を付して通知すること。

○免除は承認できません。

（理由）

この処分について、不服のある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、町長に対して異議の申立てをすることができます。

様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

様

琴浦町長

印

工事負担金精算通知書

年 月 日に完了した農村多元情報連絡施設整備分
担金に係る工事負担金の精算については、琴浦町農村多元情報連絡施設規
則第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知しま
す。

記

施行場 所	区分	工事に 要した 費用	概算払い された額	工事負 担金	町負担 額	差引 (追 徴・ 還付)額
	新設・ 移設等	円	30,000 円	円	円	円

1 追徴の場合

別添、納入通知書により差引額をお納めください。

2 還付の場合

ご指定の口座に 月 日付けで入金手続きをしましたので、ご確認
ください。